

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1242号)

平成25年12月26日

横情審答申第1242号

平成25年12月26日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年9月20日港北保護第1141号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「面接記録票、開始記録票、ケース記録」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「面接記録票、開始記録票、ケース記録」の個人情報を一部開示とした決定のうち、別表1に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「面接記録票、開始記録票、ケース記録」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年8月10日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第22条第3号の該当性について

開始記録票のうち、「(9)扶養義務者の状況2」欄については、扶養義務者についての情報が記載されている。これを開示することは、異議申立人（以下「申立人」という。）以外の特定の個人を識別することができるため、本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第22条第7号の該当性について

ア 面接記録票の別表3に示す部分については、申立人に対する評価、判定、所見に関する個人情報が含まれており、面接担当者が申立人について率直に記載したものである。

その内容が申立人の認識と異なる場合、これを開示することにより、福祉保健センターと申立人との信頼関係が損なわれ適正な指導が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

イ 開始記録票の別表3に示す部分については、申立人に対する評価、診断、判定、指導等に関する個人情報で、担当職員が申立人に関して率直に述べたものである。

その内容が申立人の認識と異なる場合、これを開示することにより、福祉保健センターと申立人との信頼関係が損なわれ適正な指導が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

ウ ケース記録票には、申立人から直接聴取した事項、訪問及び面接記録、関係機関等から得た専門職からの情報、担当職員等による評価・判定又は指導助言の内容等の情報が一体となって記載されている。そのためケース記録票全体が、申立人に係る評価、診断、判定、指導等に関する個人情報である。また、ケース記録票には、担当職員が関係機関等から聴き取り調査した結果得られた個人情報が一体となったものとして記載されている。これらは、関係機関等から信頼関係を基に第三者には開示しないことを前提に提供されたものである。このような個人情報を開示すれば、今後、保護の実施に必要な個人情報を得るのに関係機関等の協力が得られなくなるおそれが生じること、また、このようにして得た個人情報の内容と申立人の認識の間に差異が生ずれば、関係機関等及び申立人との信頼関係を損ない、生活保護事務の一環である申立人の相談や支援を行う上で支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 処遇方針や援助方針の適否を検証するための資料として生活保護記録があるが、その記載内容は申立人の生活実態等に関する客観的具体的事実が中心となると考えられ、仮に、担当ケースワーカーが抱いた印象や評価を記載する場合でも客観的具体的事実を前提として、担当者の専門的な知見に基づく印象や評価が記載されるものであると考えられるから、そのような印象や評価が的確な表現で記載されている部分が開示されたからといって、特別な事情がない限り、直ちに担当者と申立人との間の信頼関係が損なわれるとは通常考え難く、また、本件において、そのような特別な事情をうかがわせる証拠は何ら存しない。
- (3) 印象や評価の中に、担当ケースワーカーの主観的・感覚的な印象や評価が記載されることもあるとしても、そもそも生活保護記録が上記のような趣旨で作成されるものである以上、何ら客観的具体的事実に基づかない主観的・感覚的な印象や評価

の記載が、およそ適正な保護業務の遂行等のために必要であるのかどうかは多大な疑問があり、将来、そのような担当ケースワーカーの主観的・感覚的な印象や評価が十分に記載されなくなっても、そのことによって、生活保護記録が形骸化し、生活保護に係る事務に具体的な支障を生じさせるおそれがあるとは考え難い。そうすると、本件個人情報が開示され、それによって、ケースワーカーが保護業務に必要な事項を記載しなくなり、生活保護記録が形骸化し、生活保護に係る事務に支障が生じるおそれが生じるとは考え難いといわざるを得ない。

- (4) 本人開示請求者以外の情報であって開示することで本人開示請求者以外の権利利益を害するおそれがあるとの理由についてであるが、申立人が開示請求したのは、医療要否に関する意見ないしその前提事実であるところ、一般に病院がこのような事項について、専門的知見に基づいて公正な判断をしている限り、患者に対しこれらの意見を秘密にする理由があるとは考え難い。特別の事情がない限り、実施機関が申立人に係る病院の意見などを開示したからといって、申立人からの苦情等により病院の業務遂行に支障が生じ、病院の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとは認め難い。

また扶養義務者の状況についても、本件請求は、扶養義務者の権利利益を害するおそれがあるとはいえない。

- (5) 異議申立書の添付書類として東京地方裁判所平成19年7月4日判決（平成18年（行ウ）第623号自己情報一部非開示処分取消請求事件）を提出する。

5 審査会の判断

- (1) 生活保護に係る事務について

横浜市の生活保護事務においては、福祉保健センター長は、生活保護申請を受理すると、生活保護法施行細則（昭和31年10月横浜市規則第79号）に基づき、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて生活保護ケースファイルを作成している。生活保護事務を進める中では、その給付内容の一つである医療扶助の適正な実施や要保護者の疾病改善に向けての指導援助、さらには傷病を理由とした要保護者の稼働能力の確認を目的として、担当ケースワーカーが当該要保護者の主治医から直接聞き取りを行う病状調査が行われることがある。また、生活保護の決定及び実施に当たり、特に複雑かつ困難な問題を有するケースについての援助方針又は援助方針に基づく具体的な措置内容等について審査検討する場合には、福祉保健センター内の会議としてケース診断会議が開催されている。

(2) 本件個人情報について

ア 本件個人情報は、申立人に対して生活保護を実施する上で作成された文書であり、面接記録票、開始記録票及びケース記録票で構成されている。このうち、面接記録票は、生活保護の申請を受理した世帯の相談時の記録を整理したもので、担当ケースワーカーへの引継ぎの記録である。開始記録票は、ケース記録の一類型で、世帯状況、生活歴、収入状況、資産負債の状況、扶養義務者の状況等を項目別に記録したものである。ケース記録票は、保護開始後の所内面接、保護の決定・変更、要保護者に対する指導指示や援助及び指導方針等の生活保護事務に必要な事項を時系列に記録したものである。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち開始記録票の「(9)扶養義務者の状況2」欄の情報については、条例第22条第3号に該当するとして、面接記録票、開始記録票及びケース記録票の別表3に示す部分については、条例第22条第7号に該当するとしてそれぞれ非開示としている。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち、開始記録票の「(9)扶養義務者の状況2」欄の情報については、本号本文に該当し、非開示としたと主張しているので、以下判断する。

ウ 当審査会が見分したところ、開始記録票の「(9)扶養義務者の状況2」欄の情報については、申立人の扶養義務者への扶養照会に対する当該扶養義務者の回答内容の記録であると認められる。これらの情報は、当該扶養義務者の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。また、これらの情報は、当該扶養義務者の具体的な生活状況や申立人に対する心情等であって、個人の機微にわたる情報であると認められるから、開示

することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

したがって、開始記録票の「(9)扶養義務者の状況2」欄の情報については、その全体が本号本文に該当し、また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 生活保護ケースファイルに係る本号該当性の考え方については、平成21年12月11日の当審査会答申第754号（以下「先例答申」という。）において示しているとおりである。すなわち、実施機関が生活保護ケースファイルはその全体が申立人に対する評価、診断等に関する情報であるとして、その全部を本号に該当するとして非開示としたことに対し、当審査会は、当該生活保護ケースファイルの内容を次のとおりの5種類の情報に分類し、それぞれの情報の本号該当性について判断している。

- ① 訪問及び所内面接等の日付並びに保護の決定・変更に係る記録その他の客観的事実（病状調査先の医療機関名及び医師の氏名を除く）
- ② 申立人との対応内容
- ③ 医療機関その他関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容
- ④ 申立人に対する評価・判定・所見及びそれに関する協議内容
- ⑤ 申立人に対する指導・援助方針

そして、先例答申では①の情報については、記述の中に作成した担当ケースワーカーの評価や認識が入り込む余地のない情報であること、⑤の情報については、要保護者が生活保護を受ける中でこれまで担当ケースワーカー等から指導や説明がされ要保護者にとって既知である、又は、担当ケースワーカー等の言動等から容易に推測することができると考えられることなどから、開示しても要保護者に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められないとして開示すべきと判断している。他方、②から④までの情報については、開示すると、要保護者の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難にな

るなど、要保護者に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当し、開示しないことができると判断している。

ウ そこで、当審査会は、先例答申における生活保護ケースファイルの分類に照らして、実施機関がその全てが評価、判定等に関する情報であるとして非開示とした別表3に示す部分の本号該当性について、以下のとおり判断する。

(ア) 保護の決定・変更に係る記録その他の客観的事実

当審査会が見分したところ、別表1の(1)に示す部分は、保護の決定・変更に係る記録等であって、客観的に明らかな事実であり、記述の中に作成した担当ケースワーカーの評価や認識が入り込む余地のない情報であるため、申立人の認識と異なるとは考えられない。

したがって、これらの情報を申立人に開示したとしても申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

(イ) 申立人との対応内容

当審査会が見分したところ、別表2の(1)に示す部分は、申立人との対応内容を記録したものであると認められる。

したがって、これらの情報を申立人に開示すると申立人の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められ、本号に該当する。

(ウ) 医療機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容

当審査会が見分したところ、別表2の(2)に示す部分は、福祉保健センターが生活保護事務を進める中で、医療機関から協力を得て収集した情報や必要に応じて当該医療機関と調整した経過の記録であって、当該医療機関としては福祉保健センターに提供したこれらの情報や調整内容が要保護者である申立人に開示されるとは想定していないと考えられる。

したがって、これらの情報を申立人に開示すると、福祉保健センターと医療機関との信頼関係が損なわれ、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められ、本号に該当する。

(エ) 申立人に対する評価・判定・所見及びそれに関する協議内容

当審査会が見分したところ、別表2の(3)に示す部分は、福祉保健センターが生活保護事務を進めるに当たり、担当ケースワーカーその他の福祉保健セン

ター職員の申立人に関する率直な評価、判定、所見等をありのままに記載したものであると認められる。

したがって、これらの情報を申立人に開示すると申立人の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当する。

(オ) 申立人に対する指導・援助方針

当審査会が見分したところ、別表1の(2)に示す部分は、福祉保健センターが組織として決定した方針であり、生活保護事務を進めるに当たって要保護者に説明をすべき内容であると考えられるから、要保護者に開示したとしても直ちに要保護者との信頼関係が損なわれるとは認められない。

したがって、これらの情報を申立人に開示したとしても申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

- (5) なお、申立人は、異議申立書において、東京地方裁判所平成19年7月4日判決（平成18年（行ウ）第623号自己情報一部非開示処分取消請求事件）を引用し、生活保護ケースファイルには客観的具体的事実を前提として、担当者の専門的な知見に基づく印象や評価が記載されるものであると考えられるから、そのような印象や評価が的確な表現で記載されている部分が開示されたからといって、特別な事情がない限り、直ちに担当者と申立人との間の信頼関係が損なわれるとは通常考え難いことなどから、本件個人情報全部開示すべきであるとの主張をしている。

しかし、上記判決はあくまでも当該事案における判断であって、それ以上に一般化し得るものではなく、したがって、申立人の主張は当審査会の判断を左右するものではない。

- (6) また、実施機関は、本件処分において、開始記録票の「(9)扶養義務者の状況」欄を開示し、申立人の扶養義務者の住所、電話番号、職業、家族構成などの情報を既に申立人に明らかにしているが、当審査会としては、実施機関がこれらの情報の開示・非開示の判断に当たって、当該扶養義務者の正当な権利利益の保護の観点から条例第22条第3号の該当性を十分に検討したかについては疑問がないとはいえない。

実施機関には、今後、これらの情報の開示・非開示の決定に当たって、一層慎重な判断を行うよう求めるものである。

- (7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表1に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を条例第22条第3号及び第7号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

別表1 実施機関が条例第22条第7号に該当するとして非開示とした別表3に示す部分のうち、
当審査会が開示すべきと判断した部分

| (1) 保護の決定・変更に係る記録その他の客観的事実 | | |
|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| | 文書名 | 該当箇所 |
| ケース記録票 | 2頁目の「記事」欄 | 9行目の全て |
| | 6頁目の「記事」欄 | 9行目の26文字目から31文字目まで及び10行目の全て |
| | 20頁目の「記事」欄 | 13行目の全て及び14行目の全て |
| | 26頁目 (病状調査記録票 (外来用)) | 「1病名」欄の全て |
| | 28頁目の「記事」欄 | 6行目の全て |
| | 30頁目の「記事」欄 | 4行目の全て及び5行目の全て |
| | 32頁目の「記事」欄 | 9行目の全て |

| (2) 申立人に対する指導・援助方針 | | |
|--------------------|------------|------------------|
| ケース記録票 | 10頁目の「記事」欄 | 28行目の全て及び29行目の全て |

(注意)

- 1 ケース記録票は、5月29日の記録がある頁を1頁目とする。
- 2 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

別表2 実施機関が条例第22条第7号に該当するとして非開示とした別表3に示す部分のうち、
当審査会が開示しないことができると判断した部分

| (1) 申立人との対応内容 | | |
|---------------|-------------------|--|
| | 文書名 | 該当箇所 |
| 面接記録票 | 第16号様式1頁目の「記事」欄 | 1行目から4行目までの全て、6行目から10行目までの全て、12行目から16行目までの全て、18行目から25行目までの全て及び27行目から30行目までの全て |
| | 第16号様式2頁目の「記事」欄 | 1行目から5行目までの全て |
| 開始記録票 | 「(2)現況2 (3)生活歴2」欄 | 21行目から23行目までの全て及び枠外の全て |
| | 「(4)収入状況2」欄 | 13行目から17行目までの全て、19行目から24行目までの全て及び枠外の全て |
| | 「5援助方針」欄 | 「留意事項」欄の3行目の全て及び4行目の全て |
| | 第16号様式の「記事」欄 | 1行目から21行目までの全て及び23行目から30行目までの全て |
| ケース記録票 | 1頁目の「記事」欄 | 3行目から5行目までの全て、7行目から10行目までの全て及び12行目の全て |
| | 2頁目の「記事」欄 | 3行目から7行目までの全て、13行目の11文字目から26文字目まで、14行目の全て、15行目の全て、17行目の全て、18行目の1文字目から4文字目まで、20行目から23行目までの全て及び25行目から30行目までの全て |
| | 3頁目の「記事」欄 | 1行目から14行目までの全て、16行目の全て、17行目の全て及び19行目から30行目までの全て |
| | 4頁目の「記事」欄 | 1行目から5行目までの全て、7行目から13行目までの全て及び15行目から17行目までの全て |
| | 6頁目の「記事」欄 | 2行目の全て、8行目の全て、9行目の1文字目から25文字目まで、11行目から18行目までの全て及び20行目から29行目までの全て |
| | 7頁目の「記事」欄 | 1行目から7行目までの全て、9行目から19行目までの全て、21行目から25行目までの全て、27行目の全て及び28行目の全て |
| | 8頁目の「記事」欄 | 1行目から6行目までの全て及び8行目から10行目までの全て |
| | 9頁目の「記事」欄 | 3行目の全て、4行目の全て、6行目から10行目までの全て、12行目から17行目までの全て、19行目から27行目までの全て、29行目の全て及び30行目の全て |
| | 10頁目の「記事」欄 | 1行目の全て、3行目から11行目までの全て及び13行目から15行目までの全て |

| | | |
|------------|--|---|
| ケース記録票 | 11頁目の「記事」欄 | 3行目から5行目までの全て、8行目の全て、9行目の全て及び20行目から30行目までの全て |
| | 12頁目の「記事」欄 | 1行目から6行目までの全て、8行目から15行目までの全て、18行目から22行目までの全て及び24行目から27行目までの全て |
| | 14頁目の「記事」欄 | 25行目の全て及び26行目の全て |
| | 15頁目の「記事」欄 | 3行目の全て、4行目の全て、11行目の全て、15行目の全て、16行目の全て、22行目の全て、23行目の全て及び27行目から30行目までの全て |
| | 16頁目の「記事」欄 | 1行目から6行目までの全て、8行目から16行目までの全て、18行目から22行目までの全て及び24行目から26行目までの全て |
| | 17頁目の「記事」欄 | 4行目から10行目までの全て、12行目から17行目までの全て及び19行目から29行目までの全て |
| | 18頁目の「記事」欄 | 1行目から4行目までの全て、6行目から11行目までの全て、13行目から17行目までの全て、19行目から21行目までの全て、23行目から27行目までの全て、29行目の全て及び30行目の全て |
| | 19頁目の「記事」欄 | 1行目から5行目までの全て、7行目から10行目までの全て、12行目の全て、13行目の全て、15行目から19行目までの全て、21行目から24行目までの全て及び26行目から29行目までの全て |
| | 20頁目の「記事」欄 | 1行目の全て、2行目の全て、8行目から11行目までの全て及び18行目から27行目までの全て |
| | 21頁目の「記事」欄 | 3行目から6行目までの全て、8行目の全て及び9行目の全て |
| | 22頁目の「記事」欄 | 4行目から10行目までの全て、12行目から24行目までの全て及び26行目から30行目までの全て |
| | 23頁目の「記事」欄 | 1行目から5行目までの全て、7行目から11行目までの全て、13行目から17行目までの全て、19行目から22行目までの全て、25行目から28行目までの全て及び30行目の全て |
| | 24頁目の「記事」欄 | 1行目から6行目までの全て、8行目から10行目までの全て及び19行目から21行目までの全て |
| | 25頁目の「記事」欄 | 20行目から23行目までの全て及び25行目から27行目までの全て |
| 27頁目の「記事」欄 | 3行目から9行目までの全て、11行目から14行目までの全て、20行目の全て、21行目の全て及び23行目から27行目までの全て | |
| 28頁目の「記事」欄 | 4行目の全て、5行目の全て、7行目の全て、9行目から12行目までの全て、14行目から16行目までの全て、20行目から22行目までの全て及び24行目から28行目までの全て | |

| | | |
|--------|------------|---|
| ケース記録票 | 30頁目の「記事」欄 | 6行目から12行目までの全て、14行目から17行目までの全て、19行目から27行目までの全て及び30行目の全て |
| | 31頁目の「記事」欄 | 1行目から4行目までの全て、6行目から11行目までの全て、13行目から18行目までの全て、20行目から22行目までの全て及び24行目から29行目までの全て |
| | 32頁目の「記事」欄 | 1行目から6行目までの全て |
| | 34頁目の「記事」欄 | 2行目から5行目までの全て、8行目から12行目までの全て、15行目から18行目までの全て及び21行目から25行目までの全て |

| | | |
|--------------------------------|----------------------------|--|
| (2) 医療機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容 | | |
| | 文書名 | 該当箇所 |
| ケース記録票 | 25頁目の「記事」欄 | 1行目から13行目までの全て、15行目の全て及び16行目の全て |
| | 26頁目 (病状調査記録票 (外来用)) | 「2現在の病状、治療内容、今後の治療見込」、「5就労(指導)の可否・程度」、「6他法活用の可否」及び「処遇方針変更」の各欄の全て |

| | | |
|---------------------------------|-------------|---|
| (3) 申立人に対する評価・判定・所見及びそれに関する協議内容 | | |
| | 文書名 | 該当箇所 |
| 面接記録票 | 「医療の状況」欄 | 「※病状等」欄の全て(枠外の記載を含む。) |
| 開始記録票 | 「(6)住居の状況」欄 | 「特記事項、住環境、持ち家の内容等」欄の7行目の12文字目から29文字目まで、8行目の全て、9行目の17文字目から28文字目まで及び枠外の1行目の全て |
| | 「(8)医療の状況」欄 | 「病状、治療見込み、就労の可否等」欄の全て |
| | 「5援助方針」欄 | 「訪問格付」欄の全て及び枠外に記載された手書きの文字の全て |
| ケース記録票 | 2頁目の「記事」欄 | 10行目から12行目までの全て |
| | 8頁目の「記事」欄 | 19行目から22行目までの全て |
| | 10頁目の「記事」欄 | 19行目から22行目までの全て及び24行目から26行目までの全て |
| | 29頁目の「記事」欄 | 1行目から24行目までの全て及び26行目から29行目までの全て |

| | | |
|--------|------------|----------------------------------|
| ケース記録票 | 32頁目の「記事」欄 | 10行目から23行目までの全て及び28行目から30行目までの全て |
| | 33頁目の「記事」欄 | 1行目から20行目までの全て |

(注意)

- 1 ケース記録票は、5月29日の記録がある頁を1頁目とする。
- 2 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

別表3 実施機関が本件処分においてその全体が評価、判定等であり、条例第22条第7号に該当するとして非開示とした部分

| 文書名 | 該当箇所 | |
|--------|-------------------|---|
| 面接記録票 | 「医療の状況」欄 | 「※病状等」欄の全て（枠外の記載を含む。） |
| | 第16号様式1頁目の「記事」欄 | 1行目から4行目までの全て、6行目から10行目までの全て、12行目から16行目までの全て、18行目から25行目までの全て及び27行目から30行目までの全て |
| | 第16号様式2頁目の「記事」欄 | 1行目から5行目までの全て |
| 開始記録票 | 「(2)現況2 (3)生活歴2」欄 | 21行目から23行目までの全て及び枠外の全て |
| | 「(4)収入状況2」欄 | 13行目から17行目までの全て、19行目から24行目までの全て及び枠外の全て |
| | 「(6)住居の状況」欄 | 「特記事項、住環境、持ち家の内容等」欄の7行目の12文字目から29文字目まで、8行目の全て、9行目の17文字目から28文字目まで及び枠外の1行目の全て |
| | 「(8)医療の状況」欄 | 「病状、治療見込み、就労の可否等」欄の全て |
| | 「5 援助方針」欄 | 「訪問格付」欄の全て、「留意事項」欄の3行目の全て及び4行目の全て並びに枠外に記載された手書きの文字の全て |
| | 第16号様式の「記事」欄 | 1行目から21行目までの全て及び23行目から30行目までの全て |
| ケース記録票 | 1頁目の「記事」欄 | 3行目から5行目までの全て、7行目から10行目までの全て及び12行目の全て |
| | 2頁目の「記事」欄 | 3行目から7行目までの全て、9行目から12行目までの全て、13行目の11文字目から26文字目まで、14行目の全て、15行目の全て、17行目の全て、18行目の1文字目から4文字目まで、20行目から23行目までの全て及び25行目から30行目までの全て |
| | 3頁目の「記事」欄 | 1行目から14行目までの全て、16行目の全て、17行目の全て及び19行目から30行目までの全て |
| | 4頁目の「記事」欄 | 1行目から5行目までの全て、7行目から13行目までの全て及び15行目から17行目までの全て |
| | 6頁目の「記事」欄 | 2行目の全て、8行目から18行目までの全て及び20行目から29行目までの全て |
| | 7頁目の「記事」欄 | 1行目から7行目までの全て、9行目から19行目までの全て、21行目から25行目までの全て、27行目の全て及び28行目の全て |

| | | |
|------------|---|---|
| ケース記録票 | 8頁目の「記事」欄 | 1行目から6行目までの全て、8行目から10行目までの全て及び19行目から22行目までの全て |
| | 9頁目の「記事」欄 | 3行目の全て、4行目の全て、6行目から10行目までの全て、12行目から17行目までの全て、19行目から27行目までの全て、29行目の全て及び30行目の全て |
| | 10頁目の「記事」欄 | 1行目の全て、3行目から11行目までの全て、13行目から15行目までの全て、19行目から22行目までの全て、24行目から26行目までの全て、28行目の全て及び29行目の全て |
| | 11頁目の「記事」欄 | 3行目から5行目までの全て、8行目の全て、9行目の全て及び20行目から30行目までの全て |
| | 12頁目の「記事」欄 | 1行目から6行目までの全て、8行目から15行目までの全て、18行目から22行目までの全て及び24行目から27行目までの全て |
| | 14頁目の「記事」欄 | 25行目の全て及び26行目の全て |
| | 15頁目の「記事」欄 | 3行目の全て、4行目の全て、11行目の全て、15行目の全て、16行目の全て、22行目の全て、23行目の全て及び27行目から30行目までの全て |
| | 16頁目の「記事」欄 | 1行目から6行目までの全て、8行目から16行目までの全て、18行目から22行目までの全て及び24行目から26行目までの全て |
| | 17頁目の「記事」欄 | 4行目から10行目までの全て、12行目から17行目までの全て及び19行目から29行目までの全て |
| | 18頁目の「記事」欄 | 1行目から4行目までの全て、6行目から11行目までの全て、13行目から17行目までの全て、19行目から21行目までの全て、23行目から27行目までの全て、29行目の全て及び30行目の全て |
| | 19頁目の「記事」欄 | 1行目から5行目までの全て、7行目から10行目までの全て、12行目の全て、13行目の全て、15行目から19行目までの全て、21行目から24行目までの全て及び26行目から29行目までの全て |
| | 20頁目の「記事」欄 | 1行目の全て、2行目の全て、8行目から11行目までの全て、13行目の全て、14行目の全て及び18行目から27行目までの全て |
| | 21頁目の「記事」欄 | 3行目から6行目までの全て、8行目の全て及び9行目の全て |
| | 22頁目の「記事」欄 | 4行目から10行目までの全て、12行目から24行目までの全て及び26行目から30行目までの全て |
| 23頁目の「記事」欄 | 1行目から5行目までの全て、7行目から11行目までの全て、13行目から17行目までの全て、19行目から22行目までの全て、25行目から28行目までの全て及び30行目の全て | |
| 24頁目の「記事」欄 | 1行目から6行目までの全て、8行目から10行目までの全て及び19行目から21行目までの全て | |

| | | |
|--------|----------------------------|---|
| ケース記録票 | 25頁目の「記事」欄 | 1行目から13行目までの全て、15行目の全て、16行目の全て、20行目から23行目までの全て及び25行目から27行目までの全て |
| | 26頁目 (病状調査記録票 (外来用)) | 「1病名」、「2現在の病状、治療内容、今後の治療見込」、「5就労(指導)の可否・程度」、「6他法活用の可否」及び「処遇方針変更」の各欄の全て |
| | 27頁目の「記事」欄 | 3行目から9行目までの全て、11行目から14行目までの全て、20行目の全て、21行目の全て及び23行目から27行目までの全て |
| | 28頁目の「記事」欄 | 4行目から7行目までの全て、9行目から12行目までの全て、14行目から16行目までの全て、20行目から22行目までの全て及び24行目から28行目までの全て |
| | 29頁目の「記事」欄 | 1行目から24行目までの全て及び26行目から29行目までの全て |
| | 30頁目の「記事」欄 | 4行目から12行目までの全て、14行目から17行目までの全て、19行目から27行目までの全て及び30行目の全て |
| | 31頁目の「記事」欄 | 1行目から4行目までの全て、6行目から11行目までの全て、13行目から18行目までの全て、20行目から22行目までの全て及び24行目から29行目までの全て |
| | 32頁目の「記事」欄 | 1行目から6行目までの全て、9行目から23行目までの全て及び28行目から30行目までの全て |
| | 33頁目の「記事」欄 | 1行目から20行目までの全て |
| | 34頁目の「記事」欄 | 2行目から5行目までの全て、8行目から12行目までの全て、15行目から18行目までの全て及び21行目から25行目までの全て |

(注意)

- 1 該当箇所には、面接記録票及び開始記録票の第16号様式並びにケース記録票の各行の空白部分を含まないものとする。
- 2 職員の個人印の印影及び決裁印は、本件処分により開示とされているため、該当箇所には含まない。
- 3 ケース記録票は、5月29日の記録がある頁を1頁目とする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--|--------------------------|
| 平成24年9月20日 | ・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理 |
| 平成24年10月18日 (第144回第三部会) 平成24年10月25日 (第216回第一部会) 平成24年10月29日 (第223回第二部会) | ・諮問の報告 |
| 平成25年7月11日 (第232回第一部会) | ・審議 |
| 平成25年7月25日 (第233回第一部会) | ・審議 |
| 平成25年8月8日 (第234回第一部会) | ・実施機関から事情聴取 ・審議 |
| 平成25年9月12日 (第235回第一部会) | ・審議 |
| 平成25年9月26日 (第236回第一部会) | ・審議 |
| 平成25年10月10日 (第237回第一部会) | ・審議 |
| 平成25年10月24日 (第238回第一部会) | ・審議 |
| 平成25年11月28日 (第239回第一部会) | ・審議 |